

新潟県災害ボランティア活動連絡協議会災害ボランティア基金規程

(目 的)

第1条 災害時におけるボランティア活動を円滑に実施するとともに、平常時から災害時に備えたボランティア活動を促進するため、災害ボランティア基金（以下「基金」という。）を、新潟県災害ボランティア活動連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）に設置する。

(基金の構成)

第2条 基金は、新潟県及び市町村等からの出捐金、民間の寄附金や義捐金及び基金から生ずる収益などで構成する。

(基金の管理)

第3条 基金は、連絡協議会の事務局において管理する。

- 2 事業の実施にあたっては、基金を取り崩して支出することができる。
- 3 基金の取り崩しの額については、連絡協議会で承認を得ることとする。

(基金の運用)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により運用しなければならない。

(基金の使途)

第5条 基金の使途は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 連絡協議会が行う災害ボランティア活動に関すること
 - ア 災害ボランティア活動を行う団体間の連携に関する事業
 - イ 新潟県災害ボランティア本部の設置及び運営に関する事業
 - ウ 市町村災害ボランティアセンターの設置及び運営の支援に関する事業
 - エ 災害ボランティア活動に関する人材育成事業
 - オ 災害ボランティア活動に関する情報発信事業
 - カ 被災地における保健、医療等に関する専門的な知識、経験等を有する者及び団体との連携に関する事業
 - キ 県外における災害ボランティア活動の支援に関する事業
 - ク 災害ボランティア基金の管理に関すること
 - ケ その他前条の目的を達成するために必要な事業
- (2) 連絡協議会の運営に要する経費に関すること
- (3) その他目的を達成するために必要な活動に関すること

(委 任)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、連絡協議会において定める。

附 則

この規則は、平成18年6月15日から施行する。